

就学援助制度について

東大阪市教育委員会では、お子さまを就学させることが経済的に困難なご家庭に、小・中学校で必要な費用の一部を援助しています。

申請用紙は年度始めの4月に一斉配布し、申請受付を行います。

4月の申請期間を過ぎても随時受付いたしますが、認定となった場合、申請された月からの支給となります。

小学校の場合、援助を受けられる費用は下記の通りです。

◆援助内容

令和3年度（4月認定の場合の年間支給額）

入学準備費	学用品費	学校給食費	臨海・林間学舎費	修学旅行費
51,060 円 4月認定の1年生のみ	1年 13,230 円 2～6年 15,500 円	実 費 学校へ直接支払われます	3,690 円 (支給限度額)	援助対象範囲内 の実費

*上記以外に、学校における検診等の結果、学校病（むし歯、結膜炎等）と診断され治療の必要があるときは、医療費も援助の対象となります。

◆認定基準

ア) 令和3年度認定基準額（世帯全員の所得合計額）

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人
所得合計額	224万円	257万円	290万円	323万円	356万円	389万円
収入の目安	約332万円	約376万円	約418万円	約459万円	約500万円	約542万円
備考	8人以上の場合は1人増えるごとに33万円を所得合計額に加えた額。					

イ) 理由認定

上記の所得基準を超えていても、下記事項に該当する場合は認定される場合があります。
この場合は、公的な証明書を添付して申請してください。

- ① 障害児(者)のいる世帯
- ② 令和3年度（4月以降）において火災等により居住する住居が被害を受けた世帯
- ③ 令和3年中の世帯の所得合計額が認定基準額未満となる世帯
(失業・離婚・長期療養等)

◆申請先

申請は、学校または教育委員会に提出してください。小学校・中学校の両方に在学している場合は、どちらかの学校または教育委員会に申請書を1枚だけ提出してください。